

第1回 規制改革関係府省庁連絡会議 議事録

1. 日時：令和4年5月31日（火）16:38～17:02
2. 場所：8号館8階特別中会議室
3. 出席者：小林内閣府副大臣兼デジタル副大臣、黄川田内閣府副大臣、宮路内閣府大臣政務官、岩田経済産業大臣政務官
4. 議題：
（開会）
 1. 規制改革関係府省庁連絡会議の開催について
 2. 規制改革実施計画（案）について
（閉会）

○司会 それでは、少し早めですけれども、おそろいですので、第1回「規制改革関係府省庁連絡会議」を開催いたします。

なお、本日ですけれども、赤池副大臣御欠席のために宮路大臣政務官に、それから、細田経済産業副大臣並びに石井経済産業副大臣御欠席のために岩田大臣政務官に御臨席いただいております。

初めに、本連絡会議の議長となります小林副大臣より御挨拶をいただきます。お願いします。

○小林内閣府副大臣兼デジタル副大臣 皆さん、大変お忙しい中、こうやって関係府省庁の連絡会議の初回に集まっただけに本当ありがとうございます。

我々、岸田政権として、目下の課題は成長と分配。この好循環をしっかりと回して、国民の所得を増やしていくことが一丁目一番地だと考えています。そのためには、まずは成長をつくっていかねばいけないということです。

今の日本社会を見たときに、この成長に向けて新しいチャレンジがどんどんできてきている人たちは多くいるだろうかと思えますと、規制改革関係の要望を見ても、まだまだ時代に合わないルールがたくさん残ってしまっている、この挑戦が阻まれている、というのが実態です。

一方で、それぞれの府省庁で成果をしっかりと出しているわけですが、これが伝わっていないことも課題だと思いますし、情報共有できていないことによって、別の方法で対応したほうが早く解決できるものもたくさんあると感じています。

この規制改革関係、それぞれに持っている課題は幾つかあると思っていて、一つはやはり複数の種類の手法があるために認知度が低い。それによって、どこに相談していい

か分からなくなってしまうこと。

もう一つは、特例的なものや地域限定的なものがありますが、これがしっかり成功した後には、やはり全国展開できるようなものに広げていけているか。ここもなかなか上手く出来ていない。

そして、ばらばらに結果が出ていくので、せっかくそれぞれに良い成果を出しているのですが、世の中に対してしっかり伝わらないがゆえに、変わったことによってビジネスが生まれることがなかなかチャレンジにつながっていないことや、そもそも、規制改革は挑戦しても変わらないのではないかと国民に思わせてしまっていることが課題ではないかと思っています。

そこで今回は、この規制改革に関係する府省庁の副大臣・政務官の皆さんに集まっていたいて情報連携を密にし、そして、このサンドボックスや特区という個別の実証を取っていくところと、また、一点突破で行う規制改革。さらに、今回立ち上げたデジタル臨時行政調査会で幅広く、面として横断的に行うなど、それぞれに役割がありますので、情報共有し、どこの部局に上がってきた提案であってもそれぞれの中で処理をして、一番いいやり方を民間に提案をする形で窓口を一本化する。さらに、そこから得られた結果についても、一体的に発表することで出口も一本化し、国民の皆さんにルールは変えられるということを認識してもらえような取組にしたいと思っています。

特にこだわっていきたいのは、やはり規制改革の推進を加速することです。いかに早く、この社会の進展に合わせて、この国のルールを変えていくかということです。今まで取り組んできた皆さんとしっかり連携し、入り口、そして、中での情報共有、出口の一本化によって圧倒的に早く規制改革を進められると思っていますので、皆さんと一緒に成果を出していきたいと思っています。御協力をよろしくお願い致します。

○司会 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に移っていきたいと思います。

議題1につきまして、事務局から説明させていただきます。

お手元の資料1を御覧いただければと思います。資料1は、この連絡会議の開催に係る関係府省庁間の申合せでございます。

先日の5月27日の規制改革推進会議で決定されました「規制改革推進に関する答申」におきまして「規制改革関係府省庁は、規制改革関係府省庁連絡会議を設置することなどにより連携を強化し、規制改革の実効性を高める」とされたことを踏まえまして、関係府省庁間の連携をこれまで以上に強化しまして、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築するために、この連絡会議を開催したいと存じます。

構成員につきましては、本日お集まりいただきましたとおり、議長として規制改革担当の内閣府副大臣、新しい資本主義担当の内閣府副大臣、地方創生担当の内閣府副大臣、デジタル副大臣、それから、経済産業副大臣でございます。また、この連絡会議の下に、関係府省庁の課室長級の幹事会を設置いたしまして、実務レベルの協議・調整も進めてまい

りたいと考えております。

この連絡会議の庶務につきましては、内閣府規制改革推進室において処理することといたしまして、その他、会議の運営に関しまして必要な事項については、議長が定めることとしております。

以上が申合せの概要でございます。

次に、議題2に移らせていただきます。こちらは、また資料について説明させていただきます。

資料2を御覧いただければと思います。こちらは現在、取りまとめ作業を行っております規制改革実施計画（案）でございます。

表紙の次のページを見ていただきますと、この計画の目次、構成案を記載してございます。本年は、規制改革推進会議の答申で示されました実施事項にとどまらず、さらに内容を拡張いたしまして、関係府省庁の規制改革実施事項を一体的に盛り込むということで、政府全体として規制改革を強力に推進できればと考えております。

今回拡張することとしております事項について簡単に御紹介させていただきますと、3ページ目から「1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し」といたしまして、デジタル臨時行政調査会における一括的な見直し。

それから、27ページにはスーパーシティ構想等の推進を含む国家戦略特区における取組や、「規制のサンドボックス制度」等の「企業単位」の規制改革の取組、さらに、スタートアップ・イノベーションや医療・介護、地域産業活性化などの個別分野の取組を記載している章におきましても国家戦略特区やサンドボックス制度等における実施事項を盛り込むこととしております。

この計画（案）につきましては、6月上旬の閣議決定を念頭に調整を進めさせていただきますと考えております。

議題2は以上でございます。

続きまして、ここで構成員の皆様から御発言をお願いできればと存じます。

大変恐縮ですが、お一人3分程度で御発言いただければと存じます。

初めに、黄川田副大臣より御発言をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○黄川田内閣府副大臣 それでは、資料3を御覧ください。

内閣官房では「規制のサンドボックス制度」に関しまして事業者からの相談を幅広く受け付けるための「一元窓口」を担っております。本日は、この制度について紹介させていただきます。

1ページ目を御覧ください。「規制のサンドボックス制度」は、新たな技術などを活用した事業について「まずやってみる」ことを許容し、実証で得られた情報や結果を活用して、新しい技術やビジネスモデルの迅速な社会実装を実現するための制度でございます。

2ページ目にありますように、2018年の制度創設以来、Fintech、モビリティ、ヘルスケア、AI・IoTなど多様な分野で、23計画142者が認定されております。

3 ページを御覧ください。内閣官房におきましては、スタートアップから大企業まで様々な事業者からの本制度の活用に関する事前相談を受け付けております。申請に向けて必要となる情報の提供や助言、関係する規制内容の確認や整理をきめ細かく行っております。また、経済産業省をはじめとする各省庁との調整を行い、申請後の新技術等効果評価委員会の運営面から実証後のフォローアップまで、全面的にコミットしております。

続いて、4 ページを御覧ください。本日お集まりの各府省も含め、当局で相談を受けた案件に関し、新事業特例制度や地域限定版サンドボックスなど他の規制改革制度の活用が適切と認められる場合には、情報共有や相談、関連部署の紹介などを行っております。

本会議の目的にもありますように、他の規制改革の枠組みとの連携を深め、政府全体として新技術等の社会実装を後押ししていくことが重要であると考えております。

お手数ですが、1 ページ目に戻っていただければと思います。資料右下の事例1として紹介しておりますように、本年4月には道路交通法が改正されまして、電動キックボードの交通ルールの環境整備等が規定されたところでございます。

これは、スタートアップによるサンドボックス制度の実証から始まりまして、新事業特例制度を活用し、これらの制度で得たエビデンス等を生かすことにより法令の見直しまでつながった好事例と考えております。

最後になりますが、岸田政権の掲げる新しい資本主義におきましては、イノベーションの担い手でありますスタートアップ等、新しい事業を興していく事業者を支援していくことが重要であると考えております。規制改革等に関する制度を有する関係府省庁と、今後とも、より一層、連携してまいりますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、宮路大臣政務官より御発言をお願いいたします。

○宮路内閣府大臣政務官 特区を担当する政務官として発言させていただきます。資料4になります。まず、国家戦略特区の最近の取組及び今後の取組に関して申し上げます。

先日、スーパーシティ型国家戦略特区として、茨城県つくば市と大阪府大阪市の区域を指定するとともに、デジタル田園健康特区、いわゆるバーチャル特区として岡山県吉備中央町、そして、長野県茅野市、石川県加賀市の区域を指定しました。

今後、これらの特区において規制改革を推進し、データの連携や先端的なサービスの実施を通じて地域の課題の解決を実現していくことで、デジタル田園都市国家構想の実現につなげてまいります。

また、国家戦略特区諮問会議の民間有識者として、新たに5名の方々が総理より任命され、新体制となりました。実は、かなり年齢的にも若返っております。

こうした新たな体制の下、これまでの取組に加えて、人への投資、地方活性化、多様性と包摂性。その象徴として垣内俊哉さんにも有識者議員になっていただいておりますが、スタートアップ、デジタル田園都市国家構想、生産性向上など、地域課題の解決に資する

規制改革に重点を置いた展開を図っていきたいと考えております。

次に、今回、規制改革関係府省庁間の連携に関して申し上げます。

国家戦略特区は、区域を限定して規制の特例を措置し、弊害がなければ全国展開に向けた検討を加速化させていくことを基本方針としております。この全国展開の検討において、全国単位での規制改革を担当する規制改革推進会議と目的意識を共有しながら、連携を進めていかなければと考えております。その意味では、この連携会議の場は大変重要であると思っております。

また、規制改革推進会議をはじめ、規制改革関係府省庁間での連携をより一層深めていくことは、国民や事業者の目線で分かりやすさ、使いやすさが向上する点で大変有意義であることはもとより、それぞれの政策の推進という観点からも非常に重要であると考えております。

国家戦略特区として、このような連携の取組には積極的に協力、共にやっていきたいと思っております。

私から以上です。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、岩田大臣政務官より御発言をお願いいたします。

○岩田経済産業大臣政務官 経済産業大臣政務官の岩田でございます。

先ほど黄川田副大臣からも制度の御説明がありましたけれども、経済産業省といたしましても、民需主導の持続的な経済成長の実現に向けまして、産業競争力強化法に基づいて、規制の適用を受けずに革新的な技術等を活用した実証を迅速に行い、規制改革や社会実装の実現を図る「規制のサンドボックス制度」、また、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる「グリーゾーン解消制度」、そして、企業からの提案を踏まえて規制の特例措置を創設し、企業単位で特例措置の適用を認める「新事業特例制度」など、具体的に事業を行う「企業単位」の規制改革を推進しているところでございます。

ここで事例を1つ御紹介しますが、医薬品開発に関してであります。臨床データを薬機法の承認申請の書類に転記する際に、これまでは人が確認してデータ転記の信頼性を確保していたところでありますが、データの改ざんが困難なブロックチェーン技術を活用しまして、人が介在しない形で新たなデータ転記手法について、このサンドボックスの実証を行いました。この実証を通じて、その有用性が確認されたことから、その後、世界に先駆けてその新技術が実用化されるなど、まさにこれらの制度を契機として社会実装が進んでいると認識しております。

また、スタートアップが挑戦する革新的な製品やサービスにつきましては、対応すべき規制や法令の特定や適用関係が不明確であり、スタートアップにとっては大きな障壁となっております。そのため、新分野におけるイノベーションが停滞し、スタートアップもその挑戦を諦めてしまうなどの課題があると認識しております。

こういった課題を踏まえまして、経済産業省では、スタートアップが新規事業に挑戦す

る際に必要となる規制について、法律面から伴走で支援する専門の弁護士から成るタスクフォースを本年4月に立ち上げたところです。

この支援制度は「企業単位」の規制改革のみを推進するためのものではなく、本日お集まりの各府省庁が所管する規制改革制度とも連携させていただきながら、自ら規制改革にチャレンジしていくスタートアップを法律面から後押しすることで、スタートアップ発意による規制改革を積極的に支援していきたいと考えております。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

それでは、最後に、小林副大臣からお願いいたします。

○小林内閣府副大臣兼デジタル副大臣 ありがとうございます。先ほどは、この会議の議長を務める規制改革の担当副大臣としてお話をしましたが、この後はデジタル臨時行政調査会の事務局を務めているデジタル庁の副大臣として説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

では、この最後の資料をめくっていただいて、2ページ目から参ります。まず、このデジタル臨調の取組の意義をこのページに示させていただきます。

諸外国と比べて全産業の生産性がなかなか伸びなかったのがこの20年間の反省だと思っ
ていまして、その要因はデジタルテクノロジーを十分にIT分野以外で活用ができなかった
ことではないかと総括しております。

では、なぜできなかったのかというと、それは技術ではなくて法制度や社会制度がこの
デジタルを受け入れなかったという問題意識を持っていまして、2.にあるように、この
国の1万の法令にプラスアルファ、ガイドライン等々を含めて約4万の法令についてアナ
ログ的な規制を全て洗い出して、3年間でこのデジタル原則への適合を目指すというこ
とで取り組んでいくということとしています。

これによって、人手不足の現場でどんどんデジタルを使うことによって、所得の向上は
もちろんですけれども、先ほどの皆さんからのお話にあったような企業の新規事業、スタ
ートアップを誘発することを目指して取り組んでいきたいと考えております。

次のページです。その際に、全ての法令を逐一当たるのは非常に難しくなりますので、
デジタル原則、左端の5つを定めまして、これで全てをチェックする形でやらせていた
いております。

しかも、それを人間でいうと医療のカルテのように、それぞれの省庁の法律・法令がど
のフェーズにいるのかをしっかりと分析して、そして、処方箋を持って次に進めるようにと
いうことで、右端に示しているようにフェーズ分けをして、Phase1からPhase2に、そして、
全自動のPhase3に移っていただくというように調整させていただいているところです。

それぞれ細かい事例のフェーズ分けは、この後、4ページから7ページに書かせていた
だいておりますが、これは参考に後ほど見ていただくとしまして、8ページ目をお開きくだ
さい。8ページ目に具体的な見直しの代表例として幾つか書かせていただいておりますので、

御紹介します。

まず、左上の河川・ダム、都市公園等の巡視・点検のところで、今までは河川の土手の点検は目視になっています。

これは全国にどれぐらい河川が流れているかということ、12万km以上流れているということとして、これを今までは目視点検をしていたわけですが、これをPhase3に見直しをすると、ドローンや水中ロボット、場合によってはカメラ等による常時監視で目視を技術で代替することができるようになります。

これは圧倒的な効率性の向上になりますし、むしろ、今まで人の目でやっていたよりも安全性を高めることができると考えています。

では、次のページです。先ほどのように、新しい技術を使っていけばこれまでのルールを乗り越えることができるということなのですが、全ての省庁の皆さんに見直しをお願いしたい。皆さんが技術に詳しいわけではありませんので、見直しの参考になるように「テクノロジーマップ」をつくりましたというのがこの9ページ目です。

これを見ていただくと、どのルールに代替できる技術がどこにあるのかを示しています。これは見直しに取り組んでいただく各府省庁の皆さんだけでなく、民間企業にとってはこの空白部分に自分たちのビジネスチャンスがあると見ていただいて、そこに研究開発投資をどんどんやっていただくことで民間の投資を誘発する効果も狙っているところ です。

続いて、10ページ目です。これ以外にも、経済界要望等についてもいただいております。様々な経済界に声をかけてきた結果、1,900件の要望をいただいております。これについても順次見直しを進めていきたいと考えています。

11ページです。国だけではなくて、やはり国民や企業が接する自治体のルールがありますので、この地方公共団体の自主的な見直しの取組を後押しするために、地方公共団体向けに見直しマニュアルをつくっていきます。既に昨年実施した押印の廃止については押印廃止マニュアルをつくらせていただいて配付しました。これを目視など様々なアナログ規制についての見直しのマニュアルをつくらせていただいて自治体に展開することも準備いたします。

12ページです。先ほどまでの話はこれまでの法律をどのように面的に直していくかという話ですが、これからは未来の法律をどう直していくか、どう担保していくかという議論に入ります。既存の制度だけではなくて、やはり将来の法令、新しく出てきたものもデジタル原則に合っているのかをしっかりとチェックして、そぐわないものはしっかりと修正する、もしくは止めることが必要になるわけですが、このプロセスとなる、いわゆるデジタル法制局機能の設置を今検討しております、それによって新しく出てくる法律についても、このデジタル原則に適合させることを準備しています。

このような形でそれぞれ準備をしていますが、今後、事務局で取りまとめた規制改革の一括見直しプランを公表しまして、その公表後、3年間の集中改革期間で一気に改革を実

現していきたいと考えております。

先ほど皆様方からもそれぞれに取組の事例がありましたが、やはり聞いていただいて分かるように、実はたくさん改革の手法があるということですし、それぞれに成果を出していただいているのですが、これを情報共有することでもっと早く、そして、大きな効果が出せると考えています。

そして、何より国民や企業の皆さんからは、窓口が1つになっていくことで迷わずに提案することができて、スピーディーな挑戦が可能になると思いますし、そして、先ほど発表いただいた成果もなかなか知られていないものもたくさんあると思います。これを1本で世の中に伝えていくことで、挑戦すればルールは変えられるのだということで、多くの挑戦者を増やして、この成長をつくっていくことができるのではないかと考えていますので、改めて御協力をお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

本日の議事は以上となりますので、会議は終了したいと思います。

なお、本日の会議の資料と議事録につきましては、内閣府の規制改革推進室のウェブサイトで公開したいと存じます。

次回の会議日程につきましては、事務局より改めて御連絡いたします。

本日はどうもありがとうございました。

○小林内閣府副大臣兼デジタル副大臣 ありがとうございます。

これから事務局の皆さんとかなり密にやらせていただいて、案件を共有しながら対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。